

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年8月21日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 都市整備課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年6月25日から令和元年7月12日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 市営住宅等退去の際の家賃還付手続きなど、退去に関する文書について、整備改善に努めること。	1. 市営住宅等の退去時精算については、敷金還付、家賃還付、日割家賃精算、退去時修繕精算など複数の事務処理があり、それぞれ単独的に文書綴りがあるために分かりづらい状況にありました。文書整理については統一して綴ることや、還付等の精算がわかるよう伺等を改善いたします。